

令和8年度協力型バスレーン実証実験に係る
広報活動業務企画提案公募要領

1 委託業務名

令和8年度協力型バスレーン実証実験に係る広報活動業務

2 委託業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 業務の目的

公共交通の利用促進及びバス輸送サービスの効率化を図るために行われる協力型バスレーン実証実験における広報活動を行う。

4 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(注) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (2) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (4) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入すること。

- (5) 雇用する労働者に対し、最低賃金以上の賃金を支払っていること。

- (6) 労働関係法令を遵守していること。

- (7) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- イ 暴力団員（同法第2条第6項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
 - キ 暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者
- (8) 過去に国や地方公共団体から同様な事業を受託した実績を有し、本事業の趣旨に沿った事業内容を企画し、運営する能力を有する者であること。
- (9) 沖縄県内に本店又は支店等を有する法人・団体であり、進捗状況や業務内容等に関する打合せに円滑に対応できる体制を有する者であること
- (10) 業務を実施するための十分な人員体制を有する者であること。
- (11) 応募は共同体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
- ① 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - ② 共同企業体の構成員は、上記応募資格(1)から(7)及び(10)の全ての要件を満たす者であること。
 - ③ 共同企業体の構成員のいずれかが、上記応募資格(8)及び(9)の要件を満たす者であること。
 - ④ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。
 - ⑤ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
 - ⑥ 共同企業体を代表する事業者は、業務目的を達成するため、共同企業体の他の構成員との連携を密にし、事業の推進及び成果の達成を図るとともに、共同企業体として上記応募資格(9)の要件を満たすこと。
 - ⑦ 1提案者(共同企業体で事業を実施する場合は1共同企業体)につき、提案は1件であること。

5 提案内容の要件

別添「企画提案仕様書」のとおり

6 応募方法等

(1) 質問の受付期間、提出場所、提出方法及び回答方法

ア 受付期間

公告の日～令和8年5月27日(水)12時

イ 提出場所

沖縄県企画部交通戦略推進課 都市交通推進班 担当：内嶺

メールアドレス uchimisa@pref.okinawa.lg.jp

ウ 提出方法

質問書【様式1】を記入し、電子メールにより提出すること。

エ 回答方法

令和8年6月1日(月)までに交通戦略推進課ホームページにて回答する。

(2) 企画提案書等の受付期間、提出場所及び提出方法

ア 受付期間

公告日から令和8年6月3日(水)12時まで

イ 提出場所

沖縄県企画部交通戦略推進課 都市交通推進班 担当：内嶺

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁7階

電話番号 098-894-2616

ウ 提出方法

持参又は郵送(到着確認が可能な方法に限る)により提出

7 提出書類及び必要部数等

- (1) 企画提案応募申請書【様式2】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- (2) 企画提案書(様式任意、A4版10枚以内(表紙含む、両面印刷可、A4版以外は一切不可)、長辺綴り)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9部
- (3) 会社概要書【様式3】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9部
- (4) 積算書【様式4】(各積算費目の内訳と単価を記載)・・・・・・・・・・ 9部

積算の費目は、次の内容で作成すること。

①直接人件費

②直接経費

③一般管理費(①直接人件費+②直接経費-再委託費)×10%以内

④消費税(10%)

積算の合計は、①+②+③+④となること。

- (5) 業務計画・実施体制【様式5】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9部
- (6) 実績書【様式6】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9部
- (7) 登記事項証明書(3か月以内のもの、写し可)・・・・・・・・・・ 1部
- (8) 労働保険に加入していることが確認できる書類・・・・・・・・・・ 1部

※加入義務がない場合を除く

※申請日直近の「労働保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し」を提出すること(以下は書類例)

- ・労働局からの領収済み通知書(領収印のあるもの)
- ・納付書・領収証書(領収印のあるもの)
- ・口座振替結果のお知らせ(提出者名が入っている部分を含む。)
- ・労働保険事務組合からの領収書等
- ・納入額の告知書と振込・口座振替明細 等

- (9) 健康保険・厚生年金保険に加入していることが確認できる書類・・・・ 1部

※加入義務がない場合を除く

※申請日直近の「健康保険・厚生年金保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し」を提出すること(以下は書類例)

- ・厚生労働省からの保険料納入告知額・領収済額通知書

- ・納付書・領収証書（領収印のあるもの）
 - ・領収済通知書（領収印のあるもの）
 - ・社会保険料納入通知書
 - ・納入額の告知書と振込・口座振替明細 等
- (10) 誓約書【様式7】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- (11) 共同企業体構成書【様式8】（共同企業体の場合）・・・・・・・・ 1部
- (12) 共同企業体協定書（共同企業体の場合）・・・・・・・・ 1部

8 審査について

審査は一次審査と二次審査により行う。企画提案事業者が4社以上の場合は、一次審査を行う。一次審査は交通政策課において書類審査を行う。二次審査は一次審査で二次審査対象者として選定された者によるヒアリングを実施し、当該業務の優先交渉者を決定する。なお、提案事業者が1社、かつ当該事業者における前年度業務の受注状況などより業務の履行に支障がないと考えられる場合など、委員長がヒアリングの実施が必要ないと認める場合は書面による審査を行う。

(1) 第一次審査（第二次審査対象者の選定）

ア 一次審査は、交通戦略推進課都市交通推進班員4名により、1.審査・評価の考え方にに基づき、別紙「協力型バスレーン実証実験に係る広報活動業務企画提案書審査票」により採点する。企画提案書に対する審査票の合計点で、上位3社までを二次審査対象者として選定する。

イ アにより難い状況が生じた場合（同点の場合など）には、班員の合議により選定するものとする。

(2) 第二次審査（選考の実施）

ア 二次審査にあたっては、別紙「協力型バスレーン実証実験に係る広報活動業務企画提案書審査票」により、上記配点方針「1.審査・評価の考え方」の評価項目ごとに委員毎に審査・評価する。

イ 各委員が二次審査対象者毎に別紙「審査票」により、評価・採点を行う。

ウ 各委員の評価合計点を二次審査対象者毎に評価総計点として集計し、評価総計点が最も高い者を優先交渉者とする。

エ 評価総計点が同点の場合、または、上記の方法により難い場合は、各委員の合議により、優先交渉者を決定する。

9 委託予定業者の選定方法等

(1) 委託予定業者の選定方法

令和8年度協力型バスレーン実証実験に係る広報活動業務 企画提案事業者審査委員会（以下、「委員会」という。）による審査を経て、選定された企画提案者を委託予定業者（優先交渉者）として選定する。

(2) 委員会における評価基準

「第1次審査及び第2次審査における評価基準（別紙1）」による。

(3) 結果の通知

選定結果は、ヒアリングの対象者全員にすみやかに通知する。

なお、選定結果通知後の質問は、受け付けない。

(4) 契約の締結

委員会で選定された委託予定業者（優先交渉者）と締結する。

但し、契約が整わない場合は、委員会において、次点の企画提案者を選定する。

なお、その場合の選定結果は、当該企画提案者のみに通知する。

10 その他留意事項

(1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 提出期限を過ぎて、企画提案書等が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 本公募要領に違反すると認められる場合

エ 担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

オ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

(2) 書類提出にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 企画提案書等の作成に要する経費、第二次審査に参加する経費等については、応募者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書等は返却しない。

(5) 委託業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じないこととする。

(6) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付すること。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(7) 委託予定業者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価し決定するため、事業趣旨に合致しない個別事項については、県と委託予定業者間で協議のうえ是正し実施することとする。よって、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。

(8) 次の点に留意し委託者として実行可能と判断した場合に応募するものとする。

ア 支払の事実が確認できるよう、銀行振込で取引をすること、振込手数料は請求対象外であることに注意

イ 現金や手形での支払をしないこと

ウ 人件費については、人件費単価が実費ベースであること、タイムカードや出勤簿と労務日誌と整合性がとれ、給与台帳で確認できようにすること

エ 一般管理費は10%以内

オ 消耗品については受払簿で管理すること

カ 再委託する場合は、委託者が再委託先の各種帳票類を確認し、成果の有無契約の必要性、適正性、期間の適切性について確認をすること

キ 関係規定等に基づき、相見積りや入札等の競争となっているか、また随意契約による場合は、選定理由を明らかにした理由書を整理できるか

企画提案書等評価基準

評価項目	評価ウェイト	評価の視点	評価点
1 業務計画の的確性及び遂行体制	10%	業務を円滑かつ誠実に遂行できる組織体制及び業務計画であるか。(業務計画について、その実施方法(スケジュール、調整先)が具体的に記載されているか。遂行体制として、業務全体の総括管理者1名(兼務可)、各種企画業務担当者1名、施策広報業務担当者1名、その他業務(連絡調整等)担当者1名について、3名以上配置されているか。)	5
2 業務目的等の理解	10%	<ul style="list-style-type: none"> 本業務の目的や方向性を的確に理解しているか。 これまで類似業務を行ったことがあるか。 	5
3 企画提案内容	【5-(1) 公告ポスター、チラシ、車内用ステッカー】		
	10%	視覚的な訴求力と情報伝達が明確性ある内容となっているか。	5
	10%	置場所・配布方法は適切性と効果性のある内容となっているか。	5
	【5-(2) 歩道橋サイン】		
	10%	視覚的な訴求力と情報伝達が明確性のある内容となっているか。	5
	10%	設置場所は適切性と効果性のある内容となっているか。	5
	【5-(3) 街頭お手振り企画の実施】		
	10%	具体性と効果性のある内容となっているか。	5
	【5-(4) 路線バス媒体を活用した広報】		
	10%	視覚的な訴求力と情報伝達が明確性ある内容となっているか。	5
【5-(5) デジタルサイネージ活用】			
10%	視覚的な訴求力と情報伝達が明確性のある内容となっているか。	5	
10%	設置場所は適切性と効果性のある内容となっているか。	5	
評価合計点			50